

随意契約理由書

件名	新港第5突堤 陸電設備保守点検業務	
契約の相手方	富士電機株式会社 関西支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項(第2号)に該当	
随意契約の理由 本業務は、新港第5突堤陸電設備の良好な機能維持を目的とし、故障や劣化等不具合箇所を早期に把握するとともに、軽微な調整等を実施するものである。 富士電機株式会社は、本設備を製造及び設置を請け負ったメーカーである。本設備の基本構造及び性能を熟知しているのは、富士電機株式会社のみであるため、本業務の履行が可能なのは上記業者のみである。 よって、上記業者との随意契約を行うものである。		
担当部署 (問合せ先)	港湾局海務課港務係	(電話番号:078-272-1612)